

# 令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業実施要領

## 第1 目的

資材及び飼料の価格高騰対策、ポストコロナを見据えた水産業の成長産業化を進めるためには、省エネ機器導入による低コスト体質の構築が不可欠である。このため、県では省エネ型の冷凍・冷蔵機器を活用した飼料の保管を支援し、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱（令和5年7月7日付け5水産第373号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

## 第2 事業実施主体

本事業を活用できる事業実施主体は、漁業協同組合又はその支所とする。

## 第3 事業の内容

本事業のメニュー及び内容、採択要件、補助率及び補助額上限は、別表に掲げるとおりとする。

2 採択要件を満たした事業実施主体は、次の審査基準の上位に該当する団体に優先的に導入させるものとする。

- (1) 団体が保有する冷凍又は冷蔵施設を利用する漁業者の数
- (2) 団体が保有する冷凍又は冷蔵施設の年間取扱量

## 第4 重要な変更

交付要綱第5条に定める変更交付申請の重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業費及び県補助金額の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 導入する機器の機能に影響を及ぼすと認められる変更

## 第5 県の助成

知事は、この要領に基づいて事業を実施するときは、予算の範囲内において、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

## 第6 事業の執行

本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、事業実施主体は令和6年3月15日までに、納入業者への支払いを完了しておかなければならない。

2 第3に掲げる事業の実施に当たっては、事業実施主体が定める会計規則等に準じて適切に実施することとし、随意契約を行う場合は、複数業者（2者以上）の見積りを徴する等、適切な価格により、契約することとする。

## 第7 書類の経由

この要領により、知事に提出する書類は、所管する地方局長を経由するものとする。

## 第8 事業の適切な執行に向けた指導等

知事は、本事業の適切な執行に必要な場合は、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて指導及び助言を行う。

- 2 知事は、本事業の完了後においても、本事業の適切な執行を確認するため、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 事業実施主体は、知事に対し、本事業で取得した冷凍又は冷蔵機器の耐用年数が切れるまでの間、毎年の経営状況及び飼料価格の低減効果を示す事後評価報告書(参考様式)を提出しなければならない。
- 4 その他要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助対象経費	補助率
<p>漁業協同組合 又はその支所 が保有する冷凍 又は冷蔵施設 中の冷凍又は 冷蔵機器の 更新</p>	<p>飼料保管経費 削減による飼 料販売価格の 低減に取り組 む漁業協同組 合又はその支 所</p>	<p>現在保有する 機器を更新す ること保管 コストの削減 を図り、飼料価 格低減に取 組んだ結果を 県に報告する こと。</p> <p>更新前の機器 は、10年以上経 過しているこ と。</p> <p>更新する機器 は、現在の機器 と同規模で、省 エネ効果が見 込まれるもの であること。</p>	<p>事業実施主体が 保有する冷凍又 は冷蔵施設の設 置後10年以上経 過した冷凍又は 冷蔵機器の更新 に要する経費 (機器の費用、 機器を整備する ために必要な経 費)</p>	<p>2分の1以内</p> <p>※事業実施主 体が所有する 既存の機器等 の撤去に係る 経費及び消費 税は補助対象 としない。</p>

※県費補助金額は、1基当たり積算された補助率の範囲内で千円未満は切り捨てること。

参考様式

事後評価報告書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 (氏名) 様

所在地  
事業実施主体名  
職 氏名 印

(1) 関係機関及び事業実施主体に関する項目

管轄地方局 水産課	関係市町	事業実施主体	設置場所

(2) 設置した機器に関する項目

対象機器	規模・性能	事業金額		
		総額 (円)	県費 (円)	その他 (円)

(3) 機器を更新した冷凍又は冷蔵施設に関する項目

冷凍又は冷蔵施設の年間取扱量 (トン)	機器更新以前の年間電力使用量 (KW)	機器更新後の年間電力使用量 (KW)	機器更新以前の平均飼料販売単価 (円)	機器更新後の平均飼料販売単価 (円)	販売単価の低減率 (更新後/更新前) × 100	備考